

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ  
く農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 28 日

吉備中央町長 山本 雅 則



1 協議の場を設けた区域の範囲

吉長・川東地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 10 月 6 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

4 3.の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域農業の農地利用をより効率的なものにしていくため、農業をリタイア又は  
経営転換を考えている人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。